

## 宅建業法 事務所 宅建 R04-26-3 《#882》

【問】 正誤を付けよ。

宅地建物取引業者は、主たる事務所については、免許証、標識及び国土交通大臣が定めた報酬の額を掲げ、従業者名簿及び帳簿を備え付ける義務を負う。

【答え】 誤り

《ポイント》 事務所【宅建★入門】

事務所ごとに設置しなければならないもの

1. 標識	・免許証ではない
2. 報酬額	
3. 帳簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖後 5 年間保存</li> <li style="padding-left: 20px;">※新築住宅の売主 ⇒ 閉鎖後 10 年間保存</li> <li>・閲覧義務なし</li> </ul>
4. 従業者名簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終の記載をした日 ⇒ 10 年間保存</li> <li>・宅建士であるか否かの別を記載</li> <li>・閲覧義務あり</li> </ul>
5. 成年者である専任の宅建士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5 名に 1 名以上の割合</li> <li style="padding-left: 20px;">※不足 ⇒ 2 週間以内に必要な措置</li> </ul>

※1～5、すべて罰則あり